第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式Ⅰを次のように改める。

			算式Ⅰ $\frac{\sum_{n=11}^{13}(B_n\times C_n)+\sum_{n=14}^{24}(D_n\times E_n)+\sum_{n=17}^{24}(F_n\times G_n)+\sum_{n=14}^{24}(H_n\times I_n)+\sum_{n=21}^{24}(J_n\times K_n)+\sum_{n=14}^{17}(L_n\times M_n)+N\times 0.8}{768円\times A}+\sum_{n=15}^{22}(O_n\times P_n)+\sum_{n=15}^{24}(Q_n\times R_n)+\sum_{n=17}^{22}(S_n\times T_n)+\sum_{n=21}^{23}(U_n\times V_n)+\sum_{n=21}^{23}(W_n\times X_n)$

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式Ⅰの符号中「$C_{12}=0.034$」を「$C_{12}=0.033$」に、「$E_{14}=0.020$」を「$E_{14}=0.019$」に、「$E_{17}=0.021$」を「$E_{17}=0.020$」に、「$E_{18}=0.021$」を「$E_{18}=0.020$」に、「$E_{21}=0.005$」を「$E_{21}=0.017$」に改め、同号算式Ⅰの符号E_{23}の次に次のように加える。

			$E_{24}=0.002$

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式Ⅰの符号中「$G_{17}=0.035$」を「$G_{17}=0.034$」に、「$G_{21}=0.008$」を「$G_{21}=0.029$」に改め、同号算式Ⅰの符号G_{23}の次に次のように加える。

			$G_{24}=0.004$

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式Ⅰの符号中「$I_{14}=0.033$」を「$I_{14}=0.032$」に、「$I_{15}=0.035$」を「$I_{15}=0.034$」に、「$I_{17}=0.035$」を「$I_{17}=0.034$」に、「$I_{21}=0.008$」を「$I_{21}=0.029$」に改め、同号算式Ⅰの符号I_{23}の次に次のように加える。

			$I_{24}=0.004$

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式Ⅰの符号中「$K_{21}=0.010$」を「$K_{21}=0.038$」に改め、K_{23}の次に次のように加える。

			$K_{24}=0.005$

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式Ⅰの符号中「$M_{14}=0.033$」を「$M_{14}=0.032$」に、「$M_{15}=0.035$」を「$M_{15}=0.034$」に、「$M_{17}=0.035$」を「$M_{17}=0.034$」に、「$P_{15}=0.035$」を「$P_{15}=0.034$」に、「$P_{17}=0.035$」を「$P_{17}=0.034$」に、「$P_{21}=0.008$」を「$P_{21}=0.029$」に改め、同号算式Ⅰの符号R_{23}の次に次のように加える。

			R_{24}　ア　新潟県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.011 イ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうちAに係るもの　0.016 ウ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうちBに係るもの　0.027

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式Ⅰの符号中「$T_{17}=0.028$」を「$T_{17}=0.027$」に、「$T_{18}=0.028$」を「$T_{18}=0.027$」に、「$T_{21}=0.006$」を「$T_{21}=0.023$」に改め、同号算式Ⅰの符号U_n中「事業債」の下に「（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第11項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）」を加え、同号算式Ⅰの符号中「$V_{21}=0.005$」を「$V_{21}=0.017$」に改め、同号算式Ⅰの符号W_n中「学校教育施設等整備事業債」の下に「（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第11項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）」を加え、同号算式Ⅰの符号中「$X_{21}=0.005$」を「$X_{21}=0.017$」に改め、同号算式Ⅱを次のように改める。

			算式Ⅱ $\frac{B\times 0.5+\sum_{n=11}^{24}(C_n\times D_n)+\sum_{n=16}^{17}(E_n\times F_n)+\sum_{n=12}^{24}(G_n\times H_n)}{768円\times A}+\sum_{n=16}^{24}(I_n\times J_n)-K\times 0.5+L$

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式Ⅱの符号C_n中「平成23年度」の下に「及び平成24年度」を加え、「並びに」を「、」に、「を除く。）」を「並びに再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費の充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）」に改め、同号算式Ⅱの符号中「$D_{19}=0.016$」を「$D_{19}=0.025$」に、「$D_{21}=0.008$」を「$D_{21}=0.015$」に改め、同号算式Ⅱの符号D_{23}の次に次のように加える。

			$D_{24}=0.005$

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式Ⅱの符号中「$H_{19}=0.037$」を「$H_{19}=0.058$」に、「$H_{21}=0.018$」を「$H_{21}=0.033$」に改め、同号算式Ⅱの符号H_{23}の次に次のように加える。

			$H_{24}=0.012$

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式Ⅱの符号L_n中「下水道資本費平準化債」の下に「（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第11項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）」を加え、同号算式Ⅱの符号中「$J_{16}=0.035$」を「$J_{16}=0.034$」に、「$J_{18}=0.038$」を「$J_{18}=0.037$」に、「$J_{19}=0.038$」を「$J_{19}=0.037$」に、「$J_{21}=0.007$」を「$J_{21}=0.036$」に改め、同号算式Ⅱの符号J_{23}の次に次のように加える。

			$J_{24}=0.005$

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式Ⅲを次のように改める。

			算式Ⅲ $\frac{B\times 0.6+C\times 0.45+\sum_{n=13}^{24}(D_n\times E_n)+F\times 0.3+G\times 0.6+H\times 0.45+I\times 0.6+\sum_{n=12}^{24}(J_n\times K_n)+L\times 0.75+M\times 0.45+N+O+P+Q+R}{768円\times A}$